

各支給認定保護者の皆様

隣保館認定こども園

#### 令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和4年度の実績を御報告するものです。  
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

隣保館認定こども園 設置者様

新潟市役所保育課

## 令和4年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和4年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

## ■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	195,360	195,360	178,580
5月	243,380	193,010	176,230
6月	243,380	193,010	176,230
7月	242,780	192,410	175,630
8月	242,250	191,880	175,100
9月	242,250	191,880	175,100
10月	245,920	195,550	178,770
11月	245,920	187,160	178,770
12月	245,240	186,480	178,090
1月	245,240	194,870	178,090
2月	245,240	194,870	178,090
3月	251,030	200,660	183,880

## ■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	216,830	208,810	135,080	127,060	94,510	86,490	78,470	70,450
5月	216,900	208,880	135,150	127,130	94,580	86,560	78,540	70,520
6月	216,870	208,850	135,120	127,100	94,550	86,530	78,510	70,490
7月	217,780	209,760	136,030	128,010	95,460	87,440	79,420	71,400
8月	217,840	209,820	136,090	128,070	95,520	87,500	79,480	71,460
9月	217,780	209,760	136,030	128,010	95,460	87,440	79,420	71,400
10月	220,530	212,510	138,780	130,760	98,210	90,190	82,170	74,150
11月	220,610	212,590	138,860	130,840	90,270	82,250	82,250	74,230
12月	220,710	212,690	138,960	130,940	90,370	82,350	82,350	74,330
1月	220,610	212,590	138,860	130,840	98,290	90,270	82,250	74,230
2月	220,530	212,510	138,780	130,760	98,210	90,190	82,170	74,150
3月	222,190	214,170	140,440	132,420	99,870	91,850	83,830	75,810

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。